

午後 1 時 00 分開議

佐藤則寿委員の質疑及び答弁

亀山副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤委員。あなたの持ち時間は60分であります。

佐藤委員 公明党の佐藤則寿でございます。

質問に先立ち、私からも、このたび御逝去されました川上浩さんに、謹んで哀悼の意を表します。

3年前、私が富山市議から県議に初当選し初めて所属した経営企画委員会では、委員長として大変お世話になりました。一人会派の私にも常に温かく接してくださり、細やかな御配慮と励ましを頂いてきたことを今も忘れることはできません。また、県議会を一步出ますと、公明党県代表として県内各地の選挙を共に戦う中で、いつも穏やかに笑顔で声をかけてくださり、つい先日もそのお礼にと何度も私の元に足を運んでいただきました。御冥福を心よりお祈り申し上げ、質問に入ります。

初めに、防災対策及び事故防止対策について伺います。

本年新たに、国は南海トラフ地震などの大規模災害に備え、自治体ごとの被災者支援体制の強化を目的とした防災力強化総合交付金を創設し、避難所環境の改善や広域応援体制の整備を支援することとしております。

私は、令和6年能登半島地震で浮き彫りとなった課題に対して、この交付金を積極的に活用し取り組んでもらいたいと考えております。

令和6年能登半島地震では、避難所におけるトイレや食事、プライバシー確保などの課題が浮き彫りとなり、災害関連死を防ぐためにも、被災者の尊厳と健康を守る避難生活環境の整備が極めて重要であることが改めて認識されました。

特に近年は、国際基準であるスフィア基準を踏まえた避難所

運営や、トイレカー、キッチンカーなどの災害対応車両の活用、さらには自治体間の広域応援体制の構築が求められております。

そこで、国が新たに創設したこの防災力強化総合交付金とはどのようなもので、県内の防災力向上のためにどのように活用するのか新田知事の所見を伺います。

新田知事 国では、南海トラフ地震など国難級の災害の発生が懸念される中、人命と人権が最優先の防災立国の実現が急務という認識の下で、令和8年中の防災庁設置を見据え、災害関連死を防ぎ、被災地のニーズを踏まえた、漏れ、むらのない被災地・被災者支援体制の構築を目指しています。

防災力強化総合交付金はこうした考えに基づき、従来の防災・減災の取組の改善、防災対策の実効性向上、事前防災の高度化、加速化を図るため、国が今年度新設したものです。

メニューとしては、シミュレーションに基づく災害リスク評価や防災計画の見直し、災害対応車両などの資機材整備を含む広域的な応援・受援体制の強化、そして避難所関係資機材を用いた訓練、研修などによる被災者支援体制の整備が対象とされておりまして、事業遂行のため、県には市町村間の調整などを担うことが期待されています。

富山県では、令和6年能登半島地震の災害対応検証を踏まえ、1にワンチーム、2に人づくり、3にDX、4に高品質、5に官民連携、この5つを柱に、防災力強化を今進めているところです。

特に災害関連死を防ぐためには、避難生活環境の改善が重要との認識でありまして、トイレカーなど、TKBS資機材の整備に加えて、国の分散備蓄拠点の設置など避難所環境の改善に重点的に取り組んでいるところです。

なお今年度についてはこの交付金を活用し、県の総合防災訓練において、災害時トイレ訓練や炊き出し訓練を充実させまし

て、避難所運営の実効性を高めることを検討しています。

今後とも市町村や民間団体と連携し、訓練で得られた課題を避難所環境の改善につなげるとともに、国に対しては、地域の実情に応じて活用しやすく継続的な支援となるように求めてまいります。

佐藤委員 令和6年能登半島地震の発災のとき、トイレの関係がまず一番だという話を私もさせてもらった中で、知事は、とにかく災害関連死を一人も出さない県にしていきたいという、強い思いを訴えられていたことを鮮明に覚えております。日本は本当に災害列島でございますので、また、しっかりと対応をしていただければと思います。

続いて、近年、全国各地で大規模な山林火災が相次いでおり、地域社会や産業に深刻な影響を及ぼしております。

本県においても、中山間地域や森林面積の割合が高く、近年は気候変動の影響による異常高温や乾燥、強風の発生リスクも高まっております。

また、人口減少や消防人員の確保が課題となる中で、従来の消防体制だけでなく、デジタル技術を活用した新たな防災体制の構築が必要と考えております。

そうした中で、国では消防技術戦略ビジョンを取りまとめられて、現場でのAIやロボット、ドローンの活用に向け、研究開発に取り組むとしているほか、延焼シミュレーターを独自に整備する自治体もあると聞いているところであります。

そこで、本県における山林火災の予防と初動対応を強化するため、AIによる延焼予測や監視のためのドローンの活用など、先進技術の導入に取り組むべきと考えますが、中林危機管理局長に御所見を伺います。

中林危機管理局長 山林火災は、一たび発生すれば、地形条件から消防隊の進入や消火用水の確保が難しく、短時間で延焼拡大

するおそれがあるため、予防と初動対応の強化が極めて重要です。

全国で大規模な山林火災が相次いで発生しており、県内でも過去３年間で４件発生し、たき火を原因とする事案もあります。人口減少や、消防人員の確保が課題となる中、従来の消防体制に加えデジタル技術を活用し、限られた人員でも迅速、かつ安全に活動できる体制を構築することが重要と認識しています。

また、委員御紹介の国の消防技術戦略ビジョンにおいても、災害の激甚化や頻発化、消防を取り巻く環境の変化に対応するため、ＡＩによる高度な判断を支援、ロボットやドローンの活用、市街地火災や林野火災の延焼を予測するシミュレーション技術などの研究開発、導入を進めることとされています。

なお、県内全消防本部においてドローンが導入済みであり、初動時の上空からの情報収集や延焼範囲の確認、火災調査、能登半島地震等での搜索活動に活用しています。また富山市では、森林公園等において、スピーカー機能を用いた林野火災予防の呼びかけも実施されています。

県としては、消防本部と緊密に意見交換し、国の研究開発の動向や延焼シミュレーターを整備した他の自治体の事例も参考にしながら、ＡＩやロボット、ドローン等の先進技術の導入や活用を推進し、山林火災の予防と初動対応、さらには、消防隊員の安全確保の強化に努めてまいります。

佐藤委員 消防ＤＸが、いろいろなところで進められております。延焼シミュレーションについては、僕も実際には見ていないので、これが一体どういう予測をして人命を守るのかよくわかっておりませんが、本当に未然に人命を守るのに有効であるならば、ぜひとも導入を今後検討していただきたいと思います。

次に、街路樹の倒木対策について伺います。

街路樹は、良好な景観の形成や暑熱対策、環境保全など多面

的な役割を果たす重要な社会資本の一つであると思います。一方で、全国的に街路樹の倒木や落枝——落ち枝ですけれども、による人身事故や物損事故が増加しております。

先日も富山市内で強風により街路樹が根元から倒れて、歩道を塞いだとの報道がありました。特に近年は、線状降水帯や台風などによる強風、豪雨災害が頻発しており、通学路や緊急輸送道路における倒木は県民の安全確保や災害時の交通機能の維持に大きな影響を及ぼすことから、事故が発生する前に危険箇所を把握し、計画的な予防保全を進めることが重要と考えます。

国においては本年、街路樹の点検優先度を示した新たな指針を策定するとともに、A I 画像解析などの新技術を活用した効率的な点検手法の導入も進められております。

そこで、県管理道路の街路樹の安全対策を強化するため、緊急輸送道路や通学路などにおける街路樹の計画的な更新、植え替え——町の緑の世代交代とも言われるみたいですが、そういったA I 画像の解析などの新技術を活用した有効的な点検などに取り組むべきと考えますが、川上土木部長の所見を伺います。

川上土木部長 街路樹の管理につきましては、日常の道路パトロールに加えまして定期的に専門業者によるパトロールも実施し、必要に応じて枝葉の剪定や水遣り、害虫防除などの管理作業を行っております。

点検の結果、走行空間、歩行空間への枝葉のはみ出しなどにより、安全な通行の障害となっている場合などには、剪定や、場合によっては伐採を行っているところです。都市部の幹線道路では、景観上の配慮が必要と考えられる場合など、伐採後に植え替えを行っております。

このほか、街路樹などの管理の強化としまして、特に、冬季の雪害による倒木が多いことから、その未然防止のため、毎年

10月頃に電線管理者や地元市町村と合同でパトロールを実施し、沿道の危険な樹木については、降雪期前に伐採しているところ
です。

委員御指摘のとおり、今、全国的に街路樹の倒木が相次いで
おります。このため、今年3月に国土交通省におきまして、街
路樹点検の実施促進のためのガイドラインを策定されました。
ガイドラインでは、限られた体制でも実効性のある点検が実施
できるように、定期巡回における優先順位の考え方、具体的
には緊急輸送道路や通学路の優先順位を高く位置づけられたほか、
A Iなどの画像診断を用いた新技術の活用案や留意点が整理さ
れております。

県では、ガイドラインの定期巡回の優先順位の考え方に基づ
きまして、現在のパトロールを再点検するとともに、新技術で
あるA Iなどの画像診断についても、今後の活用を見据えて研
究を行いまして、効率的、効果的な点検に努めてまいりたいと
考えております。

佐藤委員 街路樹のインフラ長寿命化計画みたいものが将来的に
できればよいと思いながら、なかなか難しいとは思っていたの
ですけれども、今、現実の話として、効率的なA I画像解析な
どに本気で取り組む時代になったのだと思って、土木部長のお
話を伺いました。緊急時の道路は大切ですので、知事がいつも
言われますけれども、アンテナを高くして、県民、特に子供た
ちの安全を踏まえた計画的な取組となるようよろしくお願いし
ます。

続いて、幼児の事故の予防対策について伺います。

乳幼児の転落や誤飲、また窒息などの不慮の事故は、依然と
して後を絶たず、子供の命と健康を守るためには、事故が起き
てから対応するのではなく、事故を未然に防ぐ予防の視点が極
めて重要です。

東京都では実際の事故データを基に、子供の視野や視点を再現した、事故予防体験シミュレーターを開発し、保護者が子供の目線で家庭内や屋外の危険箇所を学べる取組を進めております。こうしたデータに基づく事故予防は、保護者の気づきを促し、家庭内の安全対策につなげる先進的な事例として注目されております。

そこで、本県における乳幼児の家庭内事故や転落、誤飲等の事故の未然防止のため、啓発や安全教育などを強化すべきと考えるものですが、式庄こども家庭支援監の所見を伺います。

式庄こども家庭支援監 転落や誤飲などを含みます乳幼児の事故の未然防止には、保護者の方々を含む子供の周囲の大人たちが危険な箇所等を具体的に認識して、事前に対策を講じるということが極めて重要と考えております。

このことから、国においては子供の事故防止のためのハンドブックや、子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン等を作成し、事故防止のための普及啓発を行っているほか、SNSを通じた注意喚起などに取り組んでおります。

県においては、こうした国が発信する安全情報を市町村等へ速やかに提供しており、各市町村においては、母子健康手帳の交付や乳幼児健診、保健師による家庭訪問などの機会を捉え、保護者の皆様に直接、家庭内での転落や誤飲の防止等の具体的な指導や啓発冊子の配布を行っております。

また、県では昨年度、市町村の保健師や乳幼児訪問に関わる方々を対象として、子供の事故防止に関する研修会を開催したところでもあります。子供の周囲の大人たちが、安全な製品を選択して正しく利用、設置することによりまして、子供の身の回りの環境を整備して、事前に対策を立てることで防げる事故もあるものと考えております。

議員からも御紹介を頂いた、東京都など他の機関の先進的な

取組等も参考としながら、子供の周囲の多くの大人たちに直接働きかけることのできるＳＮＳなど、県の広報媒体等も積極的に活用して、引き続き乳幼児を含む子供の事故防止に向けました啓発に努めてまいります。

佐藤委員 事件事例を活用した啓発の強化、それから、今ほど紹介がありましたけれども、乳幼児の健診や母子健康手帳交付、保健師さんの家庭訪問などでの安全教育をしっかりとやるということでした。また、午前中の議論でもありましたけれども、そういったものをどう知らせるかということも大切です、今ほどこども家庭支援監から話がありましたとおり、ＳＮＳといったツールを有効に使うことが大事だと思います。さらなる啓発作業等に期待をしております。地域全体で子供の安全を守る社会を構築していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは次の質問に入らせていただきます。暮らしを守る施策について、まず初めに、地域における移動の足の確保について３点伺います。

人口減少や高齢化の進展に加え、バス運転手やタクシードライバーの不足により、全国的に公共交通の維持が厳しさを増し、通院や買物、通学などに必要な移動手段が十分に確保できない、いわゆる交通空白地域が拡大し、大きな社会問題となっております。

国土交通省が発表した最新調査によれば、交通空白地域は全国で2,740地区にも上り、富山県内でも28地区が確認されるなど、身近な地域でも移動手段の確保が深刻な課題であります。

国は交通空白を単なる地域問題ではなく、家族による送迎負担の増大や就労機会の喪失などを招く、見えない壁と位置づけています。特に高齢者の免許返納後の移動や子供の通学、習い事、通院などを家族が担うことで、現役世代の負担増加や地域活動の低下につながることも懸念されております。

そこで、県内における交通空白地域の実態や課題について、田中交通政策局長に伺います。

田中交通政策局長 委員からも御紹介がありましたけれども、国土交通省では、今月10日に全国の各市町村が回答しました、交通空白リストアップ調査の結果を公表しています。結果ですが、全国では892市町村で2,740地区が、本県では12市町村で28地区が交通空白地区に該当しており、地区数で見ますと本県の占める割合はおおむね1%であります。

この調査における交通空白地区の対象は、誰もがアクセスできる移動の足がない、または利用しづらいなど地域交通に係る困り事を抱えている地域であり、かつ自治体や地域住民がその解消に向けて何らかの対応が必要と認識している地域と定義されております。

このため、今ほど申し上げたこの交通空白の対象の定義が若干抽象的であり、先ほど、私から1%と申し上げましたけれども、交通空白の実態が正確に捉えられているかどうかは若干疑問も残ります。

しかしながら、県内の15市町村のうち12の市町村において、交通空白地区が存在すると回答していることは課題であると、これは御指摘のとおりだと思っています。交通空白の正確な実態を把握するには、地区数の話もありましたけれども、地区数のみならず、地形や人口構成、当該地域の公共交通の利用状況ですとか、移動ニーズなど各地域の実情を十分踏まえる必要があると考えております。

県としましては、地域の実情をよく把握し、交通空白の早期解消、未然防止の対応について、市町村と共に取り組んでまいります。

佐藤委員 そこで、国は改正地域公共交通活性化再生法を成立させ、スクールバスや病院、福祉施設の送迎車など地域に存在す

る輸送資源を有効活用する仕組みの整備や、日本版ライドシェア、デマンド交通など多様な移動手段の導入を後押ししております。

本県においても、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえ、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保が急務であると考えます。

そこで、多様な輸送資源を活用した移動手段の確保や、自動運転技術といった、新たな技術の導入も含めた持続可能な地域交通ネットワークの構築に向けて、市町村や交通事業者とも連携しながらどのように取り組んでいくのか田中交通政策局長に伺います。

田中交通政策局長 委員からもお話ありましたが、移動手段の確保については交通事業者をはじめ地域の関係者の連携が不可欠だと思っております。

このため県ではデマンド交通の実証運行など、交通空白の解消にもつながる地域のいろいろな主体が連携、協働した取組に対しまして、地域共創型移動サービス推進事業などにより支援しますとともに、いろいろ取組が行われていますので、前向きな取組については、地域交通戦略会議部会も設けていますので、そこで事例の共有を図ってきているところであります。

委員から御指摘ありました、国では今月、地域交通法改正されまして、新たに交通と医療、福祉、教育などの他分野連携による地域輸送資源のフル活用を推進していくこととされております。

県ではこうした最新の国の動きについて、全ての市町村や交通事業者などで構成します、戦略会議の交通ワンチーム部会を来月開催したいと考えております。国土交通省からも法改正の内容を丁寧に説明いただき、輸送資源の活用に向けた議論を行

っていききたいと考えております。

また、自動運転などいろいろな取組がありますが、急速に進歩する技術的な動向ですとか、国の動きも注視しつつ、地域の実情に応じた移動手段の確保に努力してまいります。

佐藤委員 自動運転技術やA I 技術を活用した配車システムといった新たな技術の導入も含め、持続可能な地域交通ネットワークが構築されることを期待しております。

国においては、2027年度末までに交通空白の解消にめどをつける方針を示しております。

そこで知事に伺います。県内でも交通空白地域28地区が確認されたことを踏まえて、交通空白の解消に向けて市町村任せではなく、県が司令塔となり、交通事業者、福祉部門、また教育部門などを横断した、今、既に答弁ありましたけれども、富山県交通空白対策会議（仮称）といったものを設置して、地域ごとの解決モデルを構築すべきと考えますけれども、改めて知事の御所見を伺います。

新田知事 人口減少や担い手不足など地域交通を取り巻く課題は複雑になり、また広域化していると捉えています。

国においては、令和7年度から3年間を交通空白解消・集中対策期間とし、交通空白の解消・官民連携プラットフォームにより、交通空白を抱える自治体や交通事業者と企業との連携、協働体制を構築し、交通空白の解消に取り組んでいます。

県では、各市町が設置している地域公共交通会議に県から委員として参加し、県の立場から意見を述べさせていただいています。県内では、住民のマイカーでの移動を活用した乗り合いサービスであるノッカルあさひまちが道路運送法の事業者協力型自家用有償旅客運送の全国第1号に認定されるなど、市町村の主体的な取組が進んでまいりました。

県では令和6年2月に地域交通戦略を策定し、地域内のモビ

リティーサービスに対する投資を施策に掲げ、市町村の取組をさらに後押しをする支援制度を設けるなど、国に先駆け市町村と連携して交通空白解消に取り組んできました。

具体的には住民の予約に応じてきめ細かく運行するオンデマンド交通のチョイソコとなみや、のるーと射水、また、路線バスの廃線区間をコミュニティーバスで補完する実証運行の取組などを支援し、交通空白の解消や未然防止に努めています。

地域が抱える交通空白の課題は様々なので、地域の実情に応じた対応が必要なのではないかと思います。

県としては、これまで構築してきた地域ごとの解決モデルの横展開を支援して、充実していくことが重要と考えておりまして、引き続き市町村と連携し取り組んでまいります。

佐藤委員 朝日町で始まったノッカルあさひまちなどのように、本当に全国的にも先進的な取組を行っている県として、また今後も、今答弁ありましたとおり、それぞれの地域によってまだまだスポットを当てていくと、これからさらに課題も見えてくると思いますので、そういったことも踏まえて、先進県としてリードしていただきたいという思いで改めて質問させていただきました。

次に、日本語指導の支援体制強化について伺います。

近年、外国人児童生徒の増加に伴い、日本語指導を必要とする子供たちへの教育支援が全国的な課題となっております。

文部科学省の有識者会議では、来日直後の子供たちに、集中的な日本語指導を行うプレクラスの全国展開や、日本語指導の質を確保するためのガイドライン整備などが提言されました。

外国にルーツを持つ子供たちにとって、日本語の習得は学力向上だけではなく、学校生活への適応や将来の自立にも直結する重要な課題であります。

一方で、学校現場では、指導人材の不足や教員の負担増加も

課題となっております。

そこで、県が広域的な支援拠点として、教材やノウハウ、人材を共有する仕組みを構築するなど、外国人児童生徒への日本語指導の強化を図るべきと考えますが、広島教育長の御所見を伺います。

広島教育長 日本語指導が必要な外国人児童生徒は年々増加しておりまして、県内の小中学校の約６割に散在している状況です。かつ、母語が多言語化していると。

各学校では、国がホームページ等に掲載されております日本語指導教材ですとか、漢字に振り仮名をつけ文章を読み上げることができるデジタル教材を利用し、個々の事情に応じて指導しているところですが、指導者の負担が大きい状況と承知しております。

県教育委員会では小・中学校に在籍する外国人児童生徒への日本語指導を充実させるため、外国人児童生徒教育スーパーバイザーを配置しまして、各学校や市町村教育委員会からの相談に当たっているところでございます。

こうした中、高岡市では今年度から総合教育支援センターにおいて、入国間もない外国人児童生徒の初期日本語指導や学校生活への適応指導、また、就学相談、学校訪問支援などの取組を始められました。こうした取組は、来日直後の子供が学校生活に適応するため、また、その後の日本語習得や上級学校への進学、そしてキャリア形成にも結びつくものと承知しております。

県教育委員会では引き続き、こうした来日した外国人児童生徒の就学や日本語指導について、適切な対応となりますよう県内市町村と情報共有を図っていきたいと思っております。

また、国において議論されている効果的な指導方法に関するガイドラインや初期日本語教室の取組なども踏まえつつ、関係

機関とも協力しながら、外国人児童生徒が日本語を学ぶための環境整備、また専門人材の確保など、学校現場を支えていく体制の構築にも努めてまいりたいと考えております。

佐藤委員 多文化共生社会や教育の機会均等にも十分配慮しなくてはけませんし、先ほど、スーパーバイザーといった専門性を持つ日本語指導者といった人材の活用や協力も必要だと思います。社会全体で子供に焦点を当てた理想的な取組が必ず、富山の、また日本、世界の発展につながるという意味で、役割を果たしていただきたいと思います。

問3として、経済活動の活性化と人材育成について伺います。

中東情勢の緊迫化や物価高騰、エネルギー価格の上昇などにより、県内企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いており、様々な質問があったところです。

県では今回、富山県経済の好循環加速化パッケージ第4弾を取りまとめ、物価高騰対策や生産性向上支援に取り組むこととされておりますが、こうした局面だからこそ、企業の持続的な成長と賃上げにつながる支援が重要であると考えます。

このような中、国では本年5月から、特許やノウハウ、顧客基盤など企業の将来性や技術力といった、無形資産を含めた事業全体を担保とする、企業価値担保権制度がスタートいたしました。

これまで不動産などの担保に乏しいスタートアップや中小企業にとって、新たな資金調達の道を開く制度として期待されております。また、経営者保証に依存しない融資の促進は事業承継や、新たな挑戦を後押しする観点からも重要と考えます。

一方で、この制度を有効に機能させるためには、金融機関による企業価値の適切な評価や、企業の成長に寄り添う伴走型支援が欠かせません。

そこで、本年5月から始まった、この企業価値担保権制度の

周知や、活用促進など、優れた技術や独自の強みを持つ中小企業やスタートアップの成長支援にどのように取り組んでいられるのか、山室商工労働部長に伺います。

山室商工労働部長 委員御指摘のとおり、優れた技術や独自の強み、成長可能性を有する県内中小企業やスタートアップ企業の挑戦を後押しすることは、本県経済の持続的な成長にとって極めて重要でございます。

本年５月から始まった企業価値担保権制度は、不動産などの有形資産や経営者保証に過度に依存せず、技術、ノウハウ、事業計画、将来のキャッシュフローなど事業全体の価値に着目した資金調達を可能とする新たな制度でございまして、有形資産に乏しい企業を支える、新たな資金調達の選択肢になるものと期待しております。

一方で、制度の活用には金融機関による事業性評価や企業価値の把握、融資後の伴走支援のノウハウの蓄積が不可欠でございまして、県内金融機関においても、国の運用状況や実務上の課題を踏まえながら、活用可能性を検討している段階と伺っております。

県といたしましては、金融機関、商工団体、支援機関と連携しまして、制度の趣旨や国の運用状況、実務上の留意点、企業への周知に努めるとともに、中小企業成長応援ファンドによる新商品開発、技術開発、販路開拓、事業承継、スタートアップの実証支援なども組み合わせて、優れた技術や強みを持つ県内企業の成長を伴走型で支援してまいりたいと考えております。

佐藤委員 なかなか難しい制度だと十分承知をしておりますけれども、今、部長から答弁がありましたとおり、県や金融機関、商工団体によるチームによるような伴走型支援となるよう、確固たる体制を創設をするぐらいの思いで、さらに県の経済発展のために寄与していただければと思います。

次に、県産木材の活用と普及について伺います。

円安や国際情勢の変化を背景に国産材への関心が高まり、政府の令和7年度森林・林業白書によれば、建築用木材に占める国産材の割合は2年連続で5割を超えております。国産材の利用の拡大は、木材自給率の向上だけではなく、森林の適切な整備や脱炭素社会の実現、さらには地域経済の活性化にもつながる重要な取組であります。

本県は県土の約7割を森林が占める全国有数の森林県であり、豊かな森林資源を将来世代へ引き継いでいくためには、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を確立することが不可欠であります。

近年は、CLT——直交集成板をはじめとする、新たな木質部材や耐火・耐震技術の進展により、木造技術の可能性は大きく広がっております。

また、景観形成や木のぬくもりを生かしたまちづくりの観点からも、県産材を活用した建築や木造ビルの普及は、地域の魅力向上につながるものと考えます。

そこで、森林資源の循環利用における持続可能な森林経営の推進や、民間建築物等の木造化、木質化など県産材の利用拡大に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか津田農林水産部長に伺います。

津田農林水産部長 県内の人工林が本格的な利用期を迎える中、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用をしっかりと進めることが重要です。

このため、県の森林・林業振興計画では、施業の中心を間伐から主伐へとシフトさせることとし、生産性向上プロジェクトとして、ドローンなどスマート林業技術の活用や伐採から造林まで連続して行う一貫作業システムの検証、それから架線による集材など作業の効率化等により、生産性、採算性の向上を図

ることとしております。

また、住宅着工戸数が低迷している中、これまでの公共建築物に加え民間建築物等の木造化、木質化を進めることは大変重要です。県内でも、木造中高層集合住宅や銀行、コンビニの内装など民間建築物への県産材利用が進んできており、地域の魅力向上にもつながっております。

県では、さらなる利用拡大に向けて、関係者で構成しますウッド・チェンジ協議会を設置し、民間建築物への県産材の需要拡大と安定供給体制の整備、県民の理解増進などの取組を進めております。

現在協議会では、木材を利用しやすい環境づくりに向けた課題整理を行っているほか、先進事例の情報発信として、去る3月に県内77施設を掲載したデジタルブックを発行しております。

県の森林・林業振興計画は、今年度、これまでの成果や課題を整理して中間見直しを行うこととしております。

今後とも林業事業体や市町村、関係機関とも連携しながら、持続可能な森林経営の基盤強化と森林資源の循環利用の加速化に資する計画となるよう検討してまいります。

佐藤委員 今、デジタルブックを見ました。CLTの活用も含めて推進していただきたいと思います。

続きまして、農産物等の輸出拡大について伺います。

国内市場の縮小が見込まれる中、農林水産物や食品の輸出拡大は、生産者の所得の向上や地域経済の活性化、生産基盤の維持、強化の観点から重要な取組であります。

本県の昨年度の農林水産物の輸出額は82億1,000万円となり、8年連続で過去最高を更新しました。米や日本酒、水産物を中心に輸出が大きく伸びており、県や事業者の努力を高く評価するものであります。

一方で、とやま輸出ジャンプアップ計画の目標である120億

円の達成に向けては、さらなる輸出拡大と輸出に取り組む事業者の裾野拡大が必要だと考えます。

国では、今年度から日本の食輸出1万者——会社ではなくて事業者の人間の者ですね、支援プログラムが開始され、相談から販路開拓まで一体的な支援が進められております。

国等との連携も図ることで、本県のさらなる輸出拡大が期待できるのではないかと考えております。

そこで改めて伺いますが、県としてとやま輸出ジャンプアップ計画の目標である輸出額120億円の達成に向け、国やジェトロ等との連携により農林水産物や食品の輸出に挑戦する事業者の裾野拡大に、どのように取り組んでいかれるのか、西副知事に伺います。

西副知事 令和7年度の農林水産物の輸出額は、御紹介いただきましたとおり、これまで最大の約82億円となりましたが、とやま輸出ジャンプアップ計画の目標である120億円との乖離はございまして、約40億円の増加ということで大きく伸ばしていくことが必要でございます。

ですので、最終となる今年度は取組の一層の強化が必要だと考えております。中でも、輸出に取り組む事業者の裾野の拡大は、令和9年度以降も見据えて重要な課題でありますので、まずは、現在の84事業者をジャンプアップ計画の目標である100事業者に拡大したいと考えております。

県では、輸出事業者の裾野を広げるため、令和4年に農林水産物などの輸出に関わる事業者が、会員の相互交流や情報提供を行う場として、とやま輸出コミュニティを設置しております。

現在の会員数は219事業者で、会員の間ではオール富山で輸出拡大に取り組む機運は高まっておりますが、最近は新規会員が商談会やプロモーションに参加する事業者にとどまっているという状況にございます。

一方で、委員御紹介の今年度から始まった国の日本の食輸出 1 万者支援プログラムは、2030年輸出額 5 兆円という国の目標に向けて、農林水産省と経済産業省が連携をして輸出にチャレンジする加工食品分野の事業者、とりわけ中小中堅企業を中心に取組、業者の発掘や支援の強化を行う施策であると承知しております。

このプログラムを利用した事業者にとやま輸出コミュニティの会員にもなっていただければ、国の支援と合わせて、県の直接的な伴走支援も可能となることから、県としてもこのプログラムとも連携をして商工関係団体などのチャネルも活用して、とやま輸出コミュニティの会員数の増加を図り、輸出に取り組む事業者の増加につなげ、輸出目標 120 億円の達成に向けて取組を強化してまいります。

佐藤委員 副知事に期待しておりますので、よろしくお願いします。海外市場に挑戦できる環境整備や、若手就農者、後継者育成等にも必ずつながっていくようによろしくお願いいたします。

さて、私事で恐縮ですが、昨年末に転倒しまして、後頭部を強打いたしました。それを起因に、本年 2 月定例会最終日には、認知機能の低下など様々な症状が現れまして、議会の閉会を待って、県立中央病院を受診したところ硬膜下血腫と判明し、主治医の迅速な対応によって緊急手術を受けました。改めて、県立中央病院が県民の命を守る救命救急のとりでであることを実感したところであります。

そこで、県立中央病院の存続対策について 1 点伺います。

県立中央病院では近年、物価高騰や人件費増加、高度医療の提供に伴うコスト負担などにより厳しい経営環境に置かれており、病床削減や経営改善の取組が進められております。

しかし県立中央病院は救命救急医療、周産期医療、高度急性

期医療、災害医療など、民間医療機関だけでは担うことが難しい政策医療を担う県民共有の社会基盤であり、単純な収益だけで評価せず、必要な予算措置をするべきであります。

今後、人口減少や医療需要の変化が進む中であって、県民が安心して高度医療を受けられる体制を維持していくことが極めて重要と考えます。

そこで、県立中央病院を本県の救急医療の重要拠点として将来にわたり、維持発展させるため、経営改善と高度急性期医療の確保をどのように両立させていかれるのか、知事の所見を伺います。

新田知事 中央病院がお役に立ったようでよかったです。お大事になさってください。

中央病院は救命救急、周産期医療など構造的に収益性の確保が難しい政策医療や高度専門医療を担っておりまして、地域の医療提供体制の中核的機能を果たしています。

一方で、診療報酬が医療材料費や人件費の急激な高騰に十分対応できていないので、経営環境は極めて厳しい状況で昨年度の事業収支は3年連続の赤字となる見通しです。

こうした中で、令和8年度診療報酬改定ではプラス3.09と約30年ぶりの高い水準での引上げとなったほか、中央病院では、個室利用料などの改定や新たな診療報酬上の加算の取得など、今年度もさらなる経営改善の取組を進めることにしています。

しかし、これらを織り込んでも構造的な赤字の解消は困難であり、今後もさらなる物価高騰、人件費の上昇などが想定されることから、厳しい経営環境は続く見通しです。こうした経営環境の中でも、県民への良質かつ適切な医療提供体制を確保するには、中央病院が担う、いわば採算の確保が困難な政策医療や高度急性期医療の機能は引き続き維持していく必要があると考えます。

このため、これまでも物価高騰への緊急対応や一般会計繰出金の増額などに努めてきましたが、今年度も地方財政措置の拡充を踏まえて、一般会計繰出金を前年度当初比で増額させていただきました。そのほか6月補正予算案には、中央病院を含む第三次救急医療機関に対する物価高騰支援事業を計上しています。

引き続き全国知事会とも連携し、診療報酬の適時適切な見直しや、必要な地方財政措置などの対策を国に要望していきます。その上で、中央病院の経営改善の進捗も見極めながら、政策医療や高度急性期医療の確保のため、必要な支援に努めてまいります。

佐藤委員 赤字だから予算を少なくするといったことではなくて、今、知事がおっしゃったように、県民の命を守るためには必要な、ある意味ではいろいろなことに応じた負担をお願いするということも、大事な投資につながると思いますので、今の答弁のとおり丁寧に県民にも発信しながら、持続可能な病院経営をしっかりと担っていただきたいと思います。

続いて、診療看護師について伺います。

医師不足や医師の働き方改革への対応が求められる中で、医師と看護師の双方の専門性を併せ持つ診療看護師が——ナースプラクティショナー、NPと略されますが、地域医療を支える新たな担い手として注目されております。

医師の仕事を一定程度担える診療看護師は地域医療を支える新たな担い手として期待されており、富山大学には北陸初の養成コースが設置されておりますけれども、社会全体で理解の促進が課題であると言われております。

県内では、高岡ふしき病院で診療看護師が医師と連携しながら診療や退院支援、在宅復帰支援に活躍していると伺っております。高齢化が進む地域において、診療看護師は医師の負担軽減

減だけでなく、患者や家族に寄り添った医療の提供にも大きな役割を果たすものと期待されております。

そこで、富山大学をはじめ関係機関と連携しながら診療看護師の養成、確保を進めるとともに、地域包括ケア病棟や在宅医療、僻地医療などでの活躍を後押しするモデル事業や配置促進策を検討してはどうかと考えますけれども、滑川厚生部長に伺います。

滑川厚生部長 今ほど委員から御紹介のありました診療看護師は、民間団体が認定する資格でありまして、5年間の実務経験に加えて、その団体が認める教育課程を持つ大学院の修士課程を修了して、団体が実施する試験に合格することで取得できるものです。

この診療看護師を含む看護師が、診療の補助として医療に係る特定の行為を行うためには、法に基づき国が定める特定行為研修を指定の研修機関で受ける必要がございます。

委員御紹介の富山大学診療看護師養成コースの教育課程は、この研修内容が組み込まれておりまして、修了者はこの特定行為の実施が可能ということでございます。

県といたしましては、医療ニーズの多様化ですとか、御紹介ありました医師の勤務環境の改善のためのタスク・シフトの必要性などを背景に、医療の現場において医師の包括的な指示の下、一定の処置や薬剤投与等が行うことができるこの特定行為研修の修了者につきましては、より多く確保していく必要があると考えております。

そのため、この同研修の受講料の一部を助成するなど、受講しやすい環境づくりに努めておりますほか、富山大学を含む県内の指定研修機関等との意見交換会を定期的を開催いたしまして、特定行為研修修了者に対する理解を深めて活躍の場が広がるよう課題の共有や活動の事例紹介などを行いました。併せて、

これらの取組を広く医療機関へ情報提供しているところでございます。

県といたしましては、引き続き県内医療機関や県看護協会など関係機関とも連携の上で、本県の地域医療を支える質の高い看護師の養成確保、そして活躍の場の充実に取り組んでまいります。

佐藤委員 積極的な取組として、助成なども県で、大学病院と連携を取りながらやっているということですが、残念ながら、そもそも看護師のなり手不足と言われており、そうした中での高度な技術を持つ診療看護師の養成についてもしっかりと担っていただければと思います。

それでは、最後の質問に入ります。

特定の分野において極めて高い能力や才能を有する、ギフテッドと呼ばれる児童生徒への教育的支援が注目されております。文部科学省は中央教育審議会において、特異な才能を持つ児童生徒を対象とした新たな特殊制度の検討を進め、同世代の子供たちとの学校生活を維持しながら、得意な分野については大学や高校、研究機関、オンライン講座等を活用して発展的な学習に取り組める仕組みが検討されているということであります。

本県においても、大学等、学校外の機関の協力を得ながら、特異な才能を有する児童生徒が専門的な学びや相談支援を受けられるようにすることが望まれます。

そこで特定分野に特異な才能のある児童生徒の実態をどのように把握し、教員の理解促進や、校内支援体制の充実、保護者や学校からの相談に対応する体制等について、今後どのように取り組むのか、広島教育長に所見を伺います。

広島教育長 特定分野に特異な才能がある児童生徒につきましては、その才能や認知、発達の特性などのために、学習上、また学生生活上の困難を抱えていることがあるとされておりますが、

実態が多様なため、これに悩む児童生徒の把握には大変難しい面があると県内の市町村教育委員会からはお聞きしているところでございます。

国では学校生活における日常的な見取りや、心理検査、面談などを通して、具体的にどのような困難が生じているか学校現場での個別事象を整理して公表もされているところでございます。

県内の公立小・中学校では、支援が必要な児童生徒に対して、個に応じた指導の充実に務めております。自ら学習方法を選択できるようにして、進度や理解度に合わせて学習を進める学校も増えてきております。

こうした手法により、特異な才能を持つ児童生徒も含め、子供たちが互いに特性やよさを認め、高め合う学びの環境をつくり出していきたいと考えているところです。また、各学校ではこうした悩みなどを持つ保護者の皆さんには、まず、管理職やスクールカウンセラー、特別支援教育指導員などが対応しまして、専門機関につなぐなどの対応をしております。

県教育委員会としましては、市町村にまずはこの国の先行研究による対応例、例えば、学びの機会として、大学と連携した講座の活用などを紹介するなど、特異な才能のある児童生徒が持つ特性や困難への教職員の認識を高めてまいります。

また、引き続き市町村と連携しまして、スクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーなど外部人材の知見も生かしながら、特異な才能のある児童生徒が自らの知的好奇心に応じて学習に取り組、安心感、充実感を持って学校生活を送れるよう検討を進めてまいります。

佐藤委員 教育長には広範な仕事がある中で質問させてもらいましたが、この件については、京都府では相談支援体制の構築が進められており、長野県では学生のチューターによる探

求学習が進められていると伺いました。県としても、富山大学、県立大学等々と連携を取りながら、そういった特異な才能を持つ子供たちにとって相談支援できる体制を築いていただければと思ひまして質問させていただきました。

亀山副委員長 佐藤委員の質疑は以上で終了しました。